

荒尾市水道事業包括委託  
(第2ステージ)

実施方針

※社会情勢の影響によりスケジュールの見直しも想定されます。  
その際には荒尾市ホームページ上にてお知らせしていきます。

令和2年4月

荒尾市企業局



## 目 次

はじめに .....	1
第1章 事業内容に関する事項.....	1
1 事業名称 .....	1
2 事業の目的 .....	1
3 履行場所 .....	1
4 対象施設及び対象業務.....	1
(1) 対象施設 .....	1
(2) 対象業務 .....	2
5 事業方式 .....	3
6 事業期間 .....	3
7 遵守すべき関係法令等.....	3
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	3
1 応募資格に関する事項.....	3
(1) 用語の定義.....	3
(2) 応募者の構成等.....	4
(3) 共通の応募資格要件.....	4
(4) 各企業の応募資格要件.....	5
(5) 応募事業者が応募要件を喪失した場合の取扱い.....	6
2 事業者の選定に関する事項.....	7
(1) 事業者の選定方法.....	7
(2) 委員会の設置.....	7
3 入札保証金 .....	7
4 プロポーザルの実施スケジュール.....	7
5 実施方針に関する意見の受付等.....	8
(1) 実施方針に関する意見の受付.....	8
(2) 実施方針の内容に関する補足説明.....	8
第3章 事業契約等に関する事項.....	8
1 契約の締結等 .....	8
(1) 基本契約の締結.....	8
(2) 特別目的会社（SPC）の設立.....	9
(3) 業務委託契約の締結.....	9
(4) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	9
(5) 次順位者との交渉.....	9
(6) 契約に要する費用の負担.....	9

第4章 業務実施に関する事項.....	10
1 対象業務の水準 .....	10
2 施設等の使用 .....	10
(1) 土地及び施設.....	10
(2) 物品 .....	10
(3) 情報システム.....	10
3 業務におけるリスク.....	10
(1) リスク分担の基本的な考え方.....	10
(2) 本事業で想定されるリスク.....	11
4 モニタリング .....	11
(1) モニタリングの内容.....	11
(2) モニタリング費用の負担.....	11
5 竣工物件等の帰属.....	11
第5章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	12
1 債務負担行為 .....	12
2 本事業に係る情報の提供方法.....	12
3 実施方針の変更 .....	12
4 プロポーザルの成立.....	12
5 プロポーザルの中止等.....	12
6 応募に当たっての費用の負担.....	12
7 提出書類の取り扱い.....	12
(1) 著作権 .....	12
(2) 提案書の返却 .....	12
(3) 特許権等 .....	13
7 問合せ先 .....	13
第6章 荒尾市上下水道事業の概要.....	14
1 荒尾市水道事業の概要.....	14
(1) 経営の規模 .....	14
(2) 施設の概要 .....	14
2 荒尾市下水道事業の概要.....	16
別紙1 実施方針に関する想定Q A.....	17
別紙2 スキーム図 .....	22
別紙3 リスク分担表.....	23
別紙4 荒尾市水道事業施設位置図.....	27
別紙5 荒尾市下水道処理区域図.....	29
様式1 実施方針に関する意見書.....	31

## はじめに

荒尾市（「以下、「市」という。）は、平成 28 年度より荒尾市水道事業の大部分及び荒尾市下水道事業の一部の業務を民間事業者（以下、「事業者」という。）に委託している。現委託契約期間は令和 2 年度までとなっており、令和 3 年度以降についても、現在の委託スキームを基本的に継続する。なお、次期包括委託期間においては、本格的な施設の更新へ着手する予定であり、歳出抑制のためのさらなる効率化が重要と考えている。

この度、荒尾市水道事業包括委託（以下、「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので公表する。

## 第 1 章 事業内容に関する事項

### 1 事業名称

荒尾市水道事業包括委託

### 2 事業の目的

本事業は、市の上下水道事業について、公共性を担保しながら民間のノウハウを最大限発揮させることで、将来にわたって安定的に事業を継続し、市民への上下水道サービスの維持向上を図るため、包括委託を実施するものである。

また、本事業は、民間の経営ノウハウの活用による市上下水道事業の効率化を目指すとともに市内経済の活性化に寄与することも期待するものである。

具体的には、窓口業務、料金徴収等のお客さま対応や水源地等の水道施設の運転管理、保守点検、施設再構築計画、アセットマネジメント等、さらには水道施設工事の発注及び施工を含む水道事業に係る業務及び排水設備に関する業務等を包括的に事業者へ委託し、事業者による経済原理に基づく経営手法を活かすと同時に、上下水道事業の運営ノウハウを事業者が習得し継承することで市上下水道事業の安定的な事業の継続を図るものである。

そこで、本事業の遂行能力を有する民間事業者の中から、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績及び信頼性を有する優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定を行うものである。

### 3 履行場所

- ① 事務所 荒尾市増永 1903 番地 荒尾市企業局内
- ② 履行区域 荒尾市水道事業給水区域及び荒尾市公共下水道処理区域

### 4 対象施設及び対象業務

#### (1) 対象施設

対象施設は、市所有のすべての水道施設及び市下水道処理区域の排水設備とする。但し、ありあけ浄水場場内施設は対象施設に含まない。市水道事業の施設系統は、中央水源系、

桜山水源系、八幡台水源系、八幡増圧水源系、野原水源系及び清里水源系となっている。  
詳細は、「第6章 荒尾市上下水道事業の概要」に示す。

## (2) 対象業務

本事業の対象業務は次に挙げるものとし、各業務に関する詳細は、業務要求水準書に定めるものとする。

- ①経営及び計画支援業務
  - ・経営補助業務
  - ・中長期計画の更新業務
  - ・調査、問合せ対応及び補助業務
- ②管理支援業務
  - ・庁舎管理業務
  - ・総務関連補助業務
  - ・財務関連補助業務
  - ・技術継承支援業務
  - ・立入検査等対応業務
  - ・見学者等対応業務
- ③営業業務
  - ・窓口業務
  - ・検針業務
  - ・開閉栓業務
  - ・調定及び収納業務
  - ・滞納整理業務
- ④設計建設業務
  - ・工事等業務
  - ・給水装置関連業務
  - ・排水設備に関する業務
- ⑤維持管理業務
  - ・水源地等運転監視制御業務
  - ・水質検査業務
  - ・調達品管理業務
  - ・点検及び修繕業務
  - ・漏水調査業務
  - ・量水器取替業務
  - ・図面等の管理及び更新業務
  - ・環境対策及び安全衛生管理業務
  - ・貯水槽水道に係る業務

- ・専用水道に係る業務

#### ⑥危機管理対応業務

- ・事前対応
- ・災害発生時の対応
- ・災害対策訓練等
- ・災害対策用資機材の管理
- ・事故時対応
- ・その他の危機管理対応

## 5 事業方式

本事業は、水道事業者としての事業主体、水道事業経営及び施設保有に係る業務は引き続き市が担い、その他の水道事業運営に係る業務、水道施設に係る工事の一部及び下水道事業に係る業務の一部を一括して事業者へ委託する「包括委託」とする。

したがって、上下水道料金及び手数料については、受託事業者が収納に係る業務を行い、市が収入することとし、本事業に係る費用については、市が委託費として受託事業者へ支払うものとする。

## 6 事業期間

本事業の事業期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、市から受託事業者への業務引継ぎに要する期間は包括委託範囲に引継ぎ期間として含めるものとし、引継ぎ期間は、委託契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

## 7 遵守すべき関係法令等

受託事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規定、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 応募資格に関する事項

#### (1) 用語の定義

応募事業者 : 本事業に応募する事業者をいう。

応募企業 : 応募事業者のうち、単独で応募する企業をいう。

応募グループ : 応募事業者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。

構成企業 : 応募グループを構成する企業等をいう。

代表企業 : 構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。

出資予定企業 : 構成企業のうち、本事業の遂行を事業目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）に出資する企業等をいう。

協力企業 : 構成企業のうち、SPCに出資しない企業等をいう。

選定候補者 : 荒尾市水道事業包括委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）の審査において、総合得点が最も高い点数の提案をした応募事業者をいう。

選定事業者 : 委員会の審査結果を受けて、市が本事業の契約の相手方に決定した応募事業者をいう。選定事業者は市との間に本事業に係る基本契約を締結する。

受託事業者 : 市と本事業の業務委託契約を締結し、本事業を遂行する事業者をいう。

## （２）応募者の構成等

ア 応募者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。

イ 応募グループで応募する場合は、代表企業 1 者を定めることとする。

ウ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続きのすべてを行う。代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。

エ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。

オ 本事業に係る応募資格確認のための申請書類（以下、「応募資格確認申請書」という。）提出後から選定事業者との基本契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、提案書の提出期限までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

カ 応募グループは、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する協定書を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事協同組合を応募グループの構成企業として参画させるものとする。なお、荒尾市管工事協同組合が担う業務等については、各構成企業間で調整を行うものとする。

キ 応募グループは、本事業において管路の布設工事に関する業務については第 3 章 1 の（２）に定める S P C から、以下の条件を満たす企業を優先して活用するように努めなければならない。

①荒尾市内に本店を有すること。

②建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規程により、水道施設について建設業の許可を受けていること。

ク 応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業（荒尾市管工事協同組合は除く）は、他の応募企業及び応募グループの構成企業となることはできない。

## （３）共通の応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすものとする。



- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 「荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。
- オ 応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- キ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- ク 本事業の事業者選定支援業務受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 20% 以上の株式を有し、又はその出資の 20% 以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。本事業にかかる市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。
- ・ E Y 新日本有限責任監査法人
  - ・ 株式会社日水コン
  - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所
- ケ 本事業の事業者選定委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
- コ 九州地区内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

#### （４）各企業の応募資格要件

応募事業者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に挙げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

- ア 「経営及び計画支援業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。
- イ 「設計建設業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道

の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。

ウ 「設計建設業務」の実施を担う者は、応募資格確認基準日において、建設業法に規定する最新の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P 点）が機械器具設置工事について 1,000 点以上、水道施設工事について 1,000 点以上、電気工事について 1,000 点以上、土木一式工事について 1,000 点以上及び建築一式工事について 1,000 点以上であること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。

エ 「水源地等運転監視制御業務」の実施を担う者は、令和元年度末までに日本国内において、事業体が経営する水道事業及び水道用水供給事業における浄水施設の運転管理業務実績が 5 年以上の実績を有すること。なお、夜間若しくは休日のみ維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。

オ 「給水装置関連業務」の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。但し、資格者がいない場合は、業務開始後に「給水装置関連業務」の実施を担う者が資格を取得すること。

カ 「排水設備に関する業務」の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行っていること。但し、資格者がいない場合は、業務開始後に「排水設備に関する業務」の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者の登録を熊本県で登録すること。

#### （5）応募事業者が応募要件を喪失した場合の取扱い

ア 応募資格確認基準日（応募資格確認申請書の提出期限日）から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が第 2 章 1.（3）及び（4）の応募要件を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。ただし、応募要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外すること。

イ 業務提案書提出日から選定事業者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が第 2 章 1.（3）及び（4）の応募要件を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、応募要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。

ウ 選定事業者決定日から基本契約の締結日までの間に、選定事業者（グループの場合はその構成企業）が第 2 章 1.（3）及び（4）の応募要件を欠くに至った場合であっても、

市が認めた場合においては、選定事業者は失格とならず、当該選定事業者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

## 2 事業者の選定に関する事項

### (1) 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び事業者の選定については、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

なお、本事業の手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、後日、公募要領等において定める。

#### ア 応募資格確認

応募資格の確認として、市の入札参加資格有資格者同等以上の者であることや一定の実績を有すること等の確認を行う。

#### イ 提案内容の評価

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募事業者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、事業者を決定する。なお、提案内容の評価は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。

### (2) 委員会の設置

市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「荒尾市水道事業包括委託（第2ステージ）事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、応募事業者の提案内容の審査を行い、選定候補者を選定する。市は、委員会の選定結果をもとに選定事業者を決定する。

なお、委員会の委員（以下「委員」という。）は、選定事業者の決定後に公表する。

## 3 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 4 プロポーザルの実施スケジュール

本事業のプロポーザルは、以下の日程で行う。

公募要領等の公表	令和2年7月初旬
事業者説明会の開催	令和2年7月中旬
質問の受付	令和2年7月初旬～中旬
質問の回答（応募資格に関する質問については、随時回答）	令和2年8月初旬
応募資格確認申請書の受付	令和2年8月中旬

応募資格審査結果の通知	令和2年8月下旬
業務提案書等の提出期限	令和2年9月下旬
ヒアリング（またはプレゼンテーション）	令和2年11月初旬
選定事業者の決定	令和2年11月初旬
選定事業者の公表及び結果通知	令和2年11月初旬
基本契約の締結	令和2年12月中旬
特別目的会社（SPC）の設立 <sup>1</sup>	令和2年12月
業務委託契約の締結	令和2年12月
引継ぎ期間	業務委託契約締結日の翌日～令和3年3月31日
事業開始	令和3年4月1日0時

（注）応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

## 5 実施方針に関する意見の受付等

### （1）実施方針に関する意見の受付

実施方針に関する意見を以下の要領により受け付ける。

#### ア 実施方針に関する意見の受付

- ・ 受付期間

令和2年4月10日（金）から令和2年4月24日（金）午後5時まで

- ・ 提出方法

実施方針に関する意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書（様式1）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。

あて名は、後記7「問合せ先」のとおりである。

#### イ 公表

提出された意見は、原則として公表しない。

### （2）実施方針の内容に関する補足説明

実施方針の内容に関する補足説明として、別紙1を参照のこと。

## 第3章 事業契約等に関する事項

### 1 契約の締結等

#### （1）基本契約の締結

市と選定事業者は基本契約を締結する。

<sup>1</sup> 市が認めた場合は、SPC の設立を行わないことができる。詳細は、第3章 -1 -（2）参照のこと。

## **(2) 特別目的会社（SPC）の設立**

選定事業者は、業務委託契約の締結前までに、本事業を実施する事業者である特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立する。但し、市が認めたときは、選定事業者は新たにSPCを設立することを要しない<sup>2</sup>。なお、SPCは、会社法に定める株式会社とし、本店所在地は熊本県荒尾市内とする。

応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業は、SPCに対して出資することとし、また、選定事業者以外からの出資も認める。応募グループの場合、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大の保有割合を維持するものとする。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

## **(3) 業務委託契約の締結**

市とSPCは業務委託契約を締結する。

## **(4) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置**

基本契約及び業務委託契約及び業務委託契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議する。

## **(5) 次順位者との交渉**

市は、選定事業者が基本契約及び業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった応募事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

## **(6) 契約に要する費用の負担**

契約に要する費用は、全て選定事業者の負担とする。

---

<sup>2</sup> 市は、原則として、SPCとする既存の会社における定款に記載された事業目的が本事業の目的に合致しており、かつ、応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業全てが当該会社の本議決権株主であるとともに、それ以外の者が本議決権株主となっていないときは、かかる承認をすることを想定している。

## 第4章 業務実施に関する事項

### 1 対象業務の水準

事業者は、事業期間中、市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本事業に要求するサービスの水準は、業務要求水準書において示すものとする。

### 2 施設等の使用

#### (1) 土地及び施設

受託事業者は、本事業の実施に必要な範囲において、市が所有する水道事業に使用している土地、事務所建物及びその他施設を使用できる。

#### (2) 物品

受託事業者は、庁舎に備え付けられている物品（机、いす、ロッカー等）を使用できる。

#### (3) 情報システム

受託事業者は、市が指定する業務については次の情報システムを使用しなければならない。

当該情報システムを使用するために必要なネットワーク及び機器類等については、企業局が貸与するものを使用し、個別の情報機器等の持込みはできない。

使用する情報システムは以下のとおりである。

- 水道料金システム
- 固定資産台帳システム
- 財務会計システム
- 固定資産管理システム
- 貯蔵品管理システム
- 企業債管理システム
- 水道施設管理システム
- 給水台帳入力システム
- 管路情報システム
- 設計積算システム
- 排水設備管理システム

### 3 業務におけるリスク

#### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。市と受託事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担するが、不可抗力等いずれの当事

者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。

## **(2) 本事業で想定されるリスク**

本事業で想定されるリスクの分担については「別紙3 リスク分担表」及び今後公表する業務委託契約書（案）に定めることとし、応募事業者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとする。

## **4 モニタリング**

市は、受託事業者が提供する業務内容の確認及び財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

### **(1) モニタリングの内容**

市は、受託事業者が行う業務について定期的に確認を行うとともに、受託事業者の財務状況についても確認する。

受託事業者の実施する業務内容の水準が市で定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。受託事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、受託事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。

なお、詳細なモニタリングの方法、内容及びサービスの対価の減額基準等については、今後公表する公募要領等において明らかにする。

### **(2) モニタリング費用の負担**

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担する。受託事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、受託事業者の負担とする。

## **5 竣工物件等の帰属**

契約期間中に竣工した施設、ソフトウェア、図書等は全て市に帰属する。

## 第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 債務負担行為

本事業における予算措置は、令和2年6月の荒尾市議会定例会において、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

### 2 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

### 3 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、市のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

### 4 プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募事業者が1者となった場合も行うことができる。

### 5 プロポーザルの中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告又はプロポーザルの中止等の対処を図る場合がある。

### 6 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募事業者の負担とする。

### 7 提出書類の取り扱い

#### (1) 著作権

応募事業者から提出された提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、選定事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。

また、市は、事業者選定結果の公表に必要な範囲で選定事業者以外の応募事業者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

#### (2) 提案書の返却

応募事業者から提出された書類は返却しないものとする。なお、選定事業者以外の提案書は市が責任をもって処分する。



### (3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、当該提案を行った応募事業者が負うものとする。

## 7 問合せ先

荒尾市企業局総務課

ア 所在地 〒864-0032 荒尾市増永 1903 番地

イ 電話番号 0968-64-3350

ウ 電子メール [kigyous@city.arao.lg.jp](mailto:kigyous@city.arao.lg.jp)

## 第6章 荒尾市上下水道事業の概要

### 1 荒尾市水道事業の概要

#### (1) 経営の規模

計画給水人口：54,000人

計画1日最大給水量：22,400m<sup>3</sup>/日

#### (2) 施設の概要

荒尾市水道事業第6次拡張事業（第1回変更）における施設の概要を次のフローに示す。

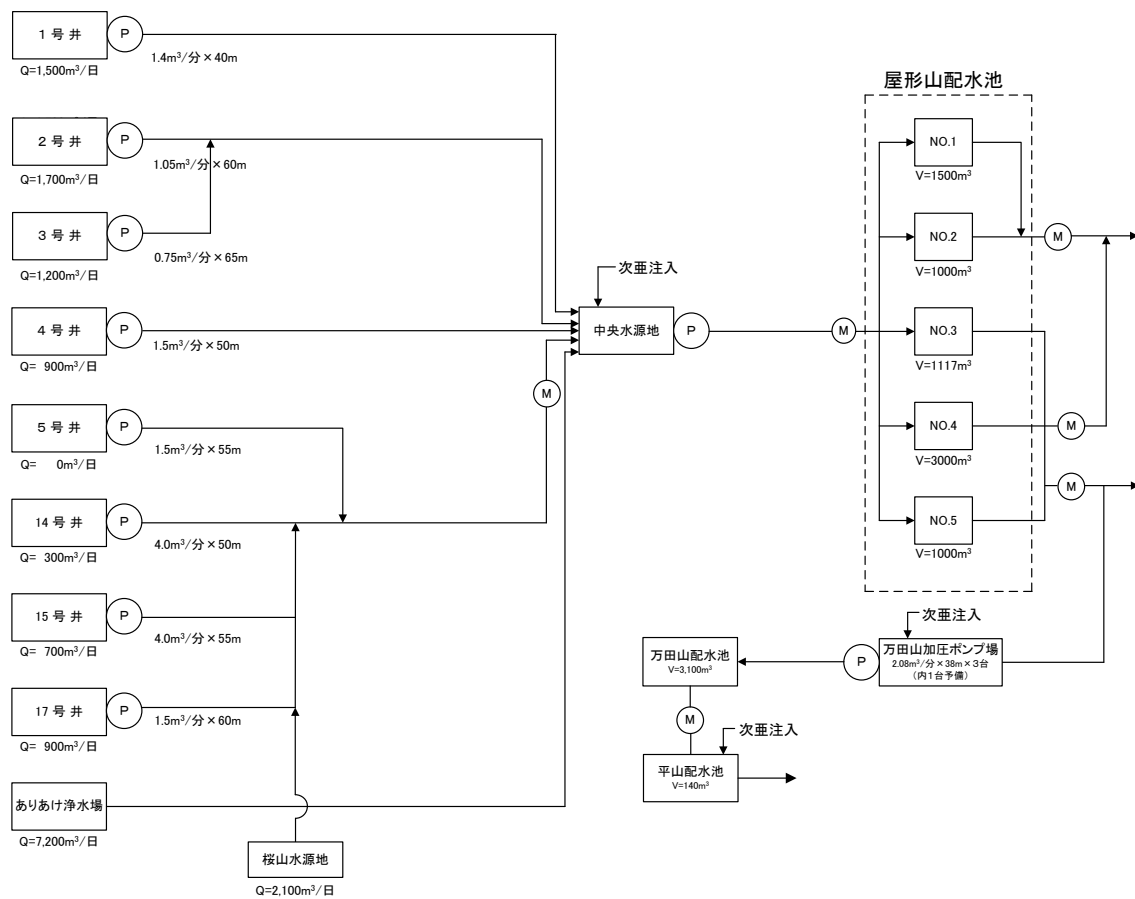


図 6.1 中央水源系フロー

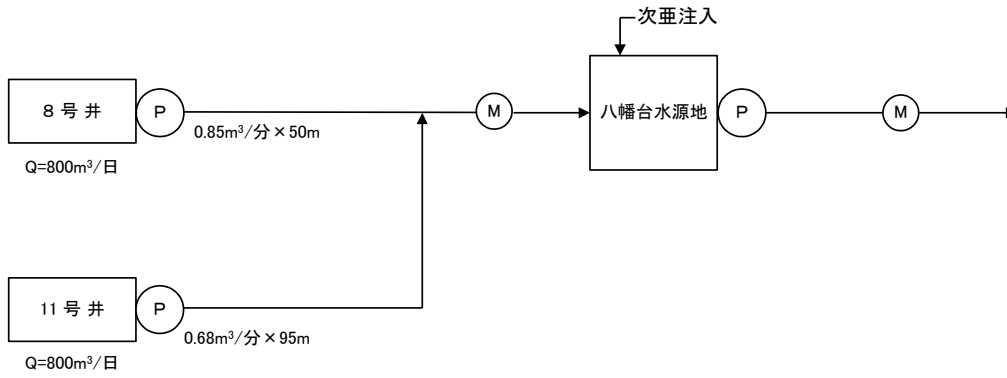


図 6.2 八幡台水源系フロー

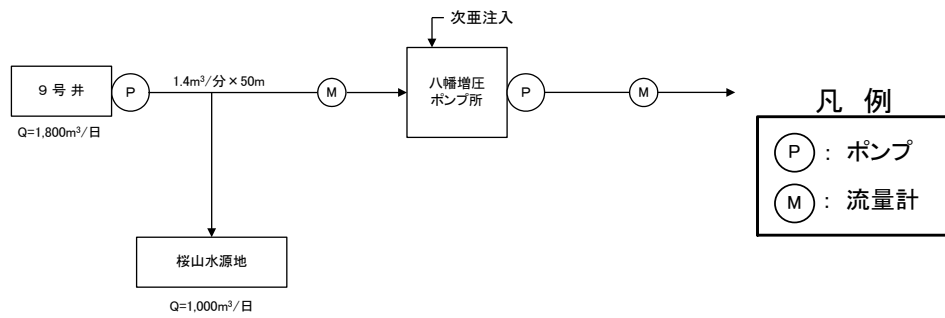


図 6.3 八幡増圧水源系フロー

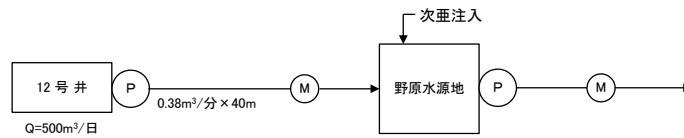


図 6.4 野原水源系フロー

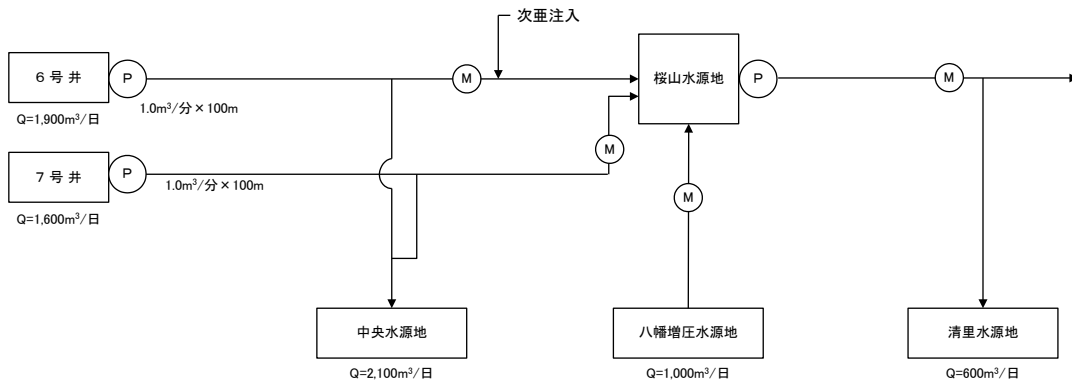


図 6.5 桜山水源系フロー

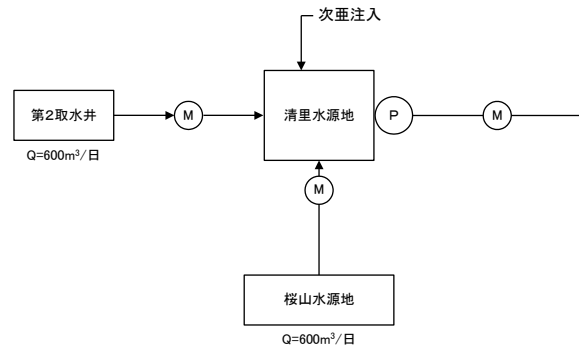
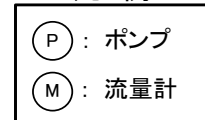


図 6.6 清里水源系フロー

凡 例



2 荒尾市下水道事業の概要

計画排水区域面積：1,520.8 ヘクタール

計画排水人口：43,000 人

計画 1 日最大処理能力：23,400m<sup>3</sup>/日

## 別紙 1 実施方針に関する想定 Q A

Q1. ありあけ浄水場の場外施設である送水管については、具体的にどこまでが対象施設となりますか。

A1. ありあけ浄水場の官民境界ラインの外側が対象となります。

Q2. 業務引継ぎにかかる費用は委託費に含まれますか。

A2. 委託費には含まれません。業務の引継ぎは受託事業者の負担となります。

Q3. 令和 8 年 4 月 1 日以降は再度プロポーザルにて事業者を選定しますか。もしくは、S P C と再契約しますか。

A3. 令和 8 年 4 月以降の対応は決まっています。

Q4. 受託事業者は S P C との理解で良いですか。

A4. ご理解のとおりです。

Q5. 荒尾市管工事協同組合が担うべき業務等は、今後具体的に示されますか。

A5. お示しすることは考えておりません。

Q7. 荒尾市管工事協同組合との業務内容・価格の交渉において、応募者間の公平性を保つ対策等をお考えですか。

A7. 本事業が民間活力に期待することから市として対策等を行うことは考えておりません。

Q8. 各応募グループが荒尾市管工事共同組合に対して構成企業として参画を要請した場合、参画を拒否されることはないですか。

A8. ありません。

Q9. 荒尾市管工事協同組合は、すべての応募グループに参画できますか。

A9. できます。

Q10. 応募グループは、荒尾市管工事協同組合と S P C や業務分担内容等に関して、業務提案書提出までに事前に協議出来ますか。

A10. できます。

Q11. 荒尾市管工事共同組合は出資予定企業でも協力企業でもよいですか。

A11. どちらでもよいです。

- Q12. 入札参加資格者名簿への登録は、工事もしくは委託業務の何れの登録でも良いですか。
- A12. いずれの登録でも問題ありません。
- Q13. 事業者選定支援業務に関与した者は、要求水準書（案）で示されている「第三者に発注可能な業務」を受託することはできませんか。
- A13. 事業者選定支援業務履行期間終了後については、制限はありません。
- Q14. 給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者が、構成企業において、1名以上在籍している必要がありますか。
- A14. 該当業務の担当者が、業務実施までに該当する資格を有する必要があります。
- Q15. 委員会の構成メンバーは公表されますか。
- A15. 選定事業者の決定以降に公表する予定です。
- Q16. 入札保証金及び契約保証金は免除ですか。
- A16. 契約保証金は免除ではありません。
- Q17. 事業者説明会実施時等において、施設等の見学は可能ですか。
- A17. 施設見学を実施する予定です。
- Q18. SPC は、各種法律における業の資格（建設業、警備業等）を有してなくて良いですか。
- A18. 応募グループで必要と考える資格を有してください。なお、現在の SPC で有している資格はありません。
- Q19. SPC が荒尾市増永 1903 番地（荒尾市企業局）を本店所在地とする事は可能ですか。
- A19. できません。
- Q20. 選定事業者が情報機器を持ち込むことは可能ですか。
- A20. 内容を把握しておりませんので、現時点でお答えはできません。
- Q21. 市が所有する水道事業に使用している土地、事務所建物及びその他施設は、無償で使用できますか。
- A21. 本事業に関連する適切な使用と市が認めた場合は無償で使用できます。
- Q22. 市が指定するシステムに関し、メーカーが行う保守管理、データ更新などについて

は市が直接契約し、費用負担をしますか。

A22. 市が直接契約し、費用負担をします。

Q23. 市が指定するシステムについては、市がメーカーから受けているサービスを受託事業者が同様に受けられますか。

A23. 同様のサービスを受けられます。

Q24. 各システムの概要、仕様、使用方法をご提示ください。

A24. 資料は引継ぎ時にお示しします。

Q25. 各システムの更新の計画はありますか。

A25. 事業期間中更新の計画はあります。

Q26. 各システムのメーカー名をご教示下さい。

A26. ○水道料金システム → (株)KIS  
○固定資産台帳システム → (株)ぎょうせい  
○財務会計システム → (株)ぎょうせい  
○固定資産管理システム → (株)ぎょうせい  
○貯蔵品管理システム → (株)ぎょうせい  
○企業債管理システム → (株)ぎょうせい  
○水道施設管理システム → 大成ジオテック(株)  
○給水台帳入力システム → 大成ジオテック(株)  
○管路情報システム(下水) → (株)NJS  
○設計積算システム → (株)サーチアンドソリューション  
○排水設備管理システム → (株)NJS

Q27. 滞納整理業務における目標収納率の達成度合いに対して、インセンティブやペナルティーは設定されますか。

A27. 募集公告時に示します。

Q28. 選定事業者以外の提案書の内容が、受託事業者に公開しますか。

A28. 選定事業者決定に関する選定委員会でのみ使用し、公開しません。

Q29. 業務提案書の提出時点で受託事業者が想定できない法制度・許認可の新設・変更に関するものは市がリスク負担者となりますか。

A29. 市がリスク負担者となります。

- Q30. 道路掘削申請や道路使用に関する関連機関との協議及び必要な経費（監督事務費等）は、市の負担となりますか。
- A30. 受託事業者の負担となります。なお、道路管理者や交通管理者など関係する行政機関との協議の結果、通常考えられる内容以上の追加工事、追加設備が必要となった場合も市の負担と
- Q31. 第三者リスクにおける住民訴訟（赤水、水質悪化等に伴う訴訟）、お客様からの住民監査請求及び訴訟提起並びに導水管・送配水管等の事故（漏水、浸水、赤水）に関して、各リスクにおける分担の考え方をお示してください。
- A31. 不可抗力を除き、受託事業者の責めによるものは受託事業者のリスクとしています。
- Q32. 水道賠償責任保険は、市が加入しますか。
- A32. 市は引き続き水道賠償責任保険に加入します。受託事業者には過失があった場合の対応については、保険等への加入が必要と考えております。
- Q33. 受託事業者に起因しない断水により生ずる損害に関するものは、市がリスク負担者となりますか。
- A33. 市がリスク負担者となります。
- Q34. お客様からの各種問合せ、要望、苦情などの対応に関しても、市の支援は得られますか。
- A34. 基本は受託事業者に対応して頂くこととなりますが、必要に応じて市も支援を行います。
- Q35. 既存施設の騒音、振動などの苦情に対する対応リスクについては、広義の意味での不可抗力として、解決に向けて市と協議しながら対応するということでよいですか。
- A35. ご理解のとおりです。
- Q36. 施設リスクについては、「市側が受託者に提示していなかった事象」のほかに「市側が提示した資料等に誤りがあった場合」も含まれると考えてよいですか。
- A36. 受託事業者は善良な管理者として事業開始に当たっては市提供資料の確認を行うこととなりますが、その上で、ご質問のようなことが発生した場合は市側のリスクと考えております。
- Q37. 土中構造物、埋設管路、水槽内部など事前調査では確認できない施設のリスクについては、明らかに本委託業務に起因するものを除き、市がリスク負担者となりますか。
- A37. 善良な管理者として事前調査で明らかに確認できないもの及び推測できないものに



については、ご理解のとおりです。

Q38. 既存の計画、フローやマニュアルに従って行わなければならない業務に関しては、それらの不備・不足に起因する要求水準不適合リスクは、市がリスク負担者となりますか。

A38. ご理解のとおりです。

Q39. 事業用地の取得や公共用地の占用事業者との協議に不測の時間を要した場合の工事遅延リスクは、市がリスク負担者となりますか。

A39. 受託事業者の対応を含めた「不測の時間」をいかに考えるかによりますので全て市のリスク負担とは考えておりません。

Q40. 受託事業者が行う業務に直接起因しない理由により、工事着手が遅れたり、工事が中断した場合の工事遅延リスクは、市がリスク負担者となりますか。

A40. 受託事業者に責めによらないものについては、市のリスクと考えています。

Q41. 管路工事に関する不測の計画外工事発生リスクは、市がリスク負担者と考えてよろしいかご教示ください。

A41. ご理解のとおりです。

Q42. 既存システムのマニュアル等に起因するシステム運営リスクは、市がリスク負担者となりますか。

A42. 明らかにマニュアル等が間違っていることに起因して生じ、善良な管理者として避けられなかったシステム運営リスクについては、ご理解のとおりです。

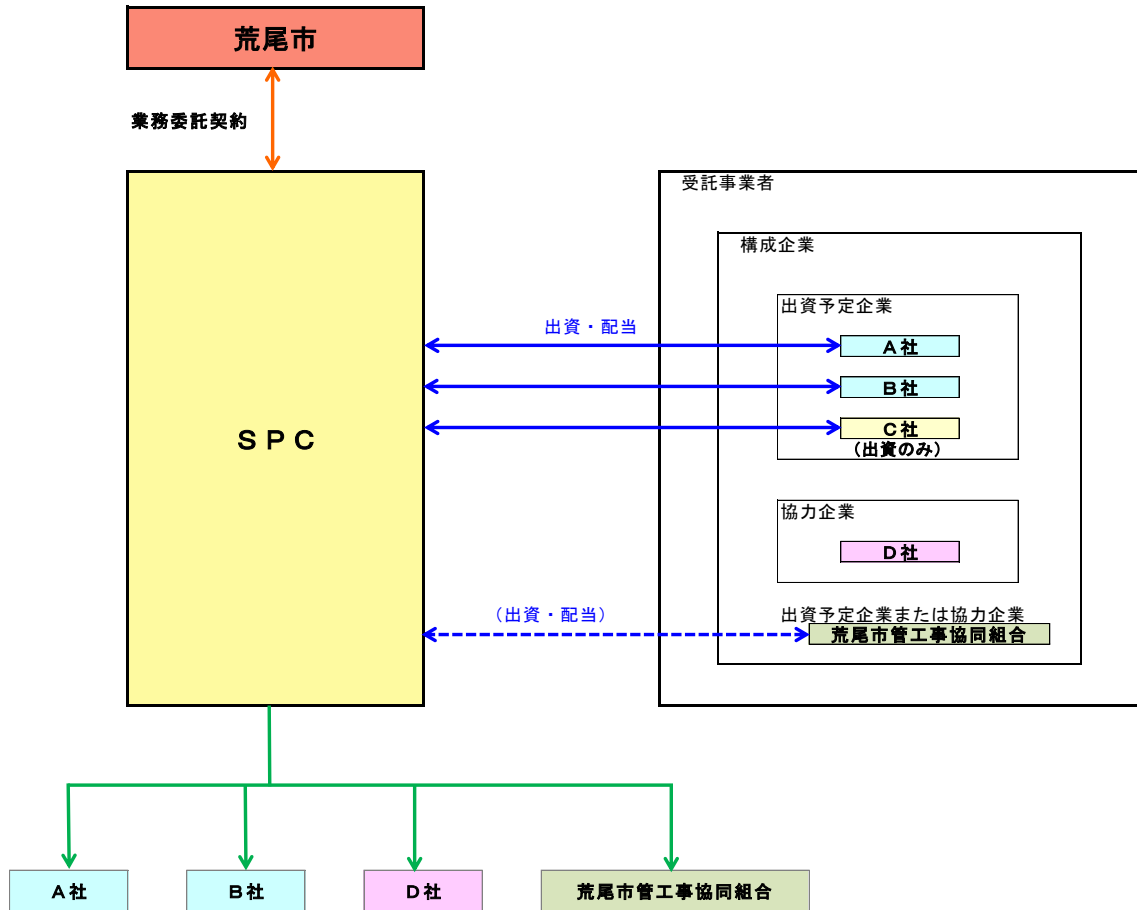
Q43. 事業者説明会とは別に、十分に事前調査を行える機会が与えられますか。

A43. 可能な範囲で調査期間を設けます。事前調査の時期は募集公告時に示します。

Q44. 休日等及び夜間の日直業務、宿直業務は、運転管理者が兼務することは可能ですか。

A44. 窓口業務と運転管理業務に支障のない対応が可能な場合は兼務も可能です。

別紙2 スキーム図



※管布設工事は、応募者構成等に定める要件を満たす市内企業を活用するよう努めること

別紙3 リスク分担表

分類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	受託事業者
構想・計画リスク	包括委託事業の実施に関連する条例や予算措置の変更・中断・中止・遅延に関するもの	○	
	国や県の政策変更による事業の変更・中断・中止・遅延等に関するもの	○	
	上記以外を原因とする事業内容・用途の変更に関するもの	○	
法制度等リスク	本事業に直接関係する法制度・許認可等の新設・変更に関するもの	○	
	本事業に直接関係しない法制度・許認可等の新設・変更に関するもの		○
許認可リスク	行政指導（規制・指導等）に伴うコスト増に関するもの	○	
税制変更リスク	本事業に影響を及ぼす新たな税の導入や税制の変更（消費税等）に関するもの	○	
	受託事業者の利益に関わる新たな税の導入や税制の変更に関するもの（法人税等）		○
環境悪化リスク	市の指示による工事で、工事実施の結果として発生する環境変化に関するもの	○	
	引継ぎ完了後の事業期間での業務による環境の悪化（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、光、臭気、電波障害、日照障害等）に関するもの		○
第三者賠償リスク	住民訴訟（赤水、水質悪化等に伴う訴訟）に関するもの		○
	業務による環境の悪化により生ずる損害に関するもの		○
	上記以外に関するもの	○	
応募リスク	公募要領の内容の誤りや変更等に関するもの	○	
	本事業への応募意思を表明して、提案を行い、契約交渉を行うことに伴うコストに関するもの		○
契約締結リスク	選定事業者の事情で特別目的会社が設立できないことに関するもの（所要資金の確保や許認可の獲得も含めて）		○
	市の責に帰すべき事由により選定事業者と契約が締結できない、又は、契約手続きに時間を要することに関するもの	○	

お客さま 対応リス ク	水道料金改定に関する議会及びお客さまへの説明・周知に関するもの	○	
	本事業を包括委託事業として実施することに関する住民の反対運動、訴訟に関するもの	○	
	お客さまからの住民監査請求、訴訟提起等に関するもの	○	
	上記以外に関するもの		○
デフォルト リスク	市側のデフォルト（支払遅延、停止等）に関するもの	○	
	受託事業者側のデフォルト（事業放棄、破綻、契約違反、債務不履行によるもの）に関するもの		○
施設リス ク（受託 事業者へ の移管 時）	包括委託開始に際しての施設管理不備によるもので、市側が受託事業者に提示していなかった事象を原因とするものに関するもの	○	
	包括委託開始に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの		○
用地リス ク	工事予定地の確保や土壌問題に関するもの（工事等により発生の場合）	○	
事故災害 （含む不 可抗力） リスク	不可抗力（天災その他自然的な事象、人為的な事象等）による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止による損害に関するもの	○*	△*
	電気的事故・機械的事故（劣化等による電気、機械設備の故障）による損害に関するもの	○*	○*
	公共インフラの事故（停電、通信回線の切断、輸送機関の事故）、導水管、送配水管等の事故（漏水、浸水、赤水）による損害に関するもの	○*	○*
	伝染病の発生に伴い法令や行政からの指示で業務運営が行えなくなったとき、あるいは新たな業務が必要になったことによる負担の増加に関するもの	○	
	渇水（給水制限、給水停止）による損害に関するもの	○	
	外因性水質事故の発生時に受託事業者が仕様書等に基づき適切に対処しても生じた損害に関するもの	○	
原水リス ク	取水される原水の量及び水質が水道用として供する水準を保てなくなることにに関するもの	○	
	受託事業者の維持管理義務の不備・不履行に関するもの		○

業務要求 水準不適 合リスク	既存の施設及び設備の機能性能不足（計画、設計不適、既存施設設備の欠陥）に関するもの	○	
	設備機器の更新サイクルの上昇（法令の変更、市からの要求、設備機器の機能向上（変更）等によるもの）に関するもの	○	
	各種管理・運用計画の不備、施設・設備との不適合に関するもの		○
	各業務フロー及び各業務マニュアルの整備不足・不備に関するもの		○
	業務要求水準不適合（施工・使用薬品不良を含む）に関するもの		○
測量・調 査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	遺跡の存在に関するもの	○	
	上記以外の測量・調査の不備に関するもの		○
計画・設 計・仕様 変更リス ク	市の請求による計画・設計の仕様変更、不備に関するもの	○	
	受託事業者の請求による計画・設計の仕様変更、不備に関するもの		○
工事遅延 リスク	受託事業者が実施する工事の監理に関するもの		○
	受託事業者が工事を発注し、市が検収終了後に当該設備等を譲受するまでの工事費用に関するもの		○
	工事請負契約等の業務発注に関するもの		○
計画外工 事発生リ スク	市及び受託事業者の責に拠らない原因による修繕費の増大に関するもの	○	
	契約締結時に取り交わした施設更新及び計画修繕からの変更に伴う所要費用の変動に関するもの	○***	○***
	市が計画した工事で、市側の調査・計画の仕様不備や誤りに起因する損害に関するもの（例）費用増加、工事中止・変更・遅延	○	
	工事实施に発生する地中埋設物（上下水道管、ガス管、電気ケーブル等）の工事实施時の取扱いに関するもの	○***	○***
システム 運営リス ク	「水道料金管理システム」や「設計積算システム」等市が運営管理するシステムの障害に関するもの	○	
	上記システムのオペレーションミスによるお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもの		○

緊急時・非常時対応リスク	危機管理事象が発生したときの対応に関するもの	○	
	緊急状況発生時で市の指揮命令系統下での損害発生（緊急状況を原因とするもの）に関するもの	○	
	緊急状況発生時で市の指揮命令系統下での受託事業者の損害に関するもの	○	
経費上昇リスク	事業期間中のインフレ・デフレに関するもの	○***	○***
	受託事業者の要因で増大する経費に関するもの		○
	上の2つ以外の原因による経費の増大に関するもの	○***	○***
施設リスク（市への業務移管時）	受託事業者の施設管理不備（例えば中央水源地の運用不備によるデマンドオーバー等）によるもので、受託事業者が市に提示していなかった事象を原因に関するもの		○
	施設の通常の使用による磨耗に関するもの	○	
	市の特段の指示に関するもの	○	
	受託した施設での引継ぎ前での整備不良等を原因とするもので受託事業者が市に提示していた瑕疵に関するもの	○	
	包括委託終了に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの	○	
	業務引継ぎに伴う費用負担に関するもの	○	○

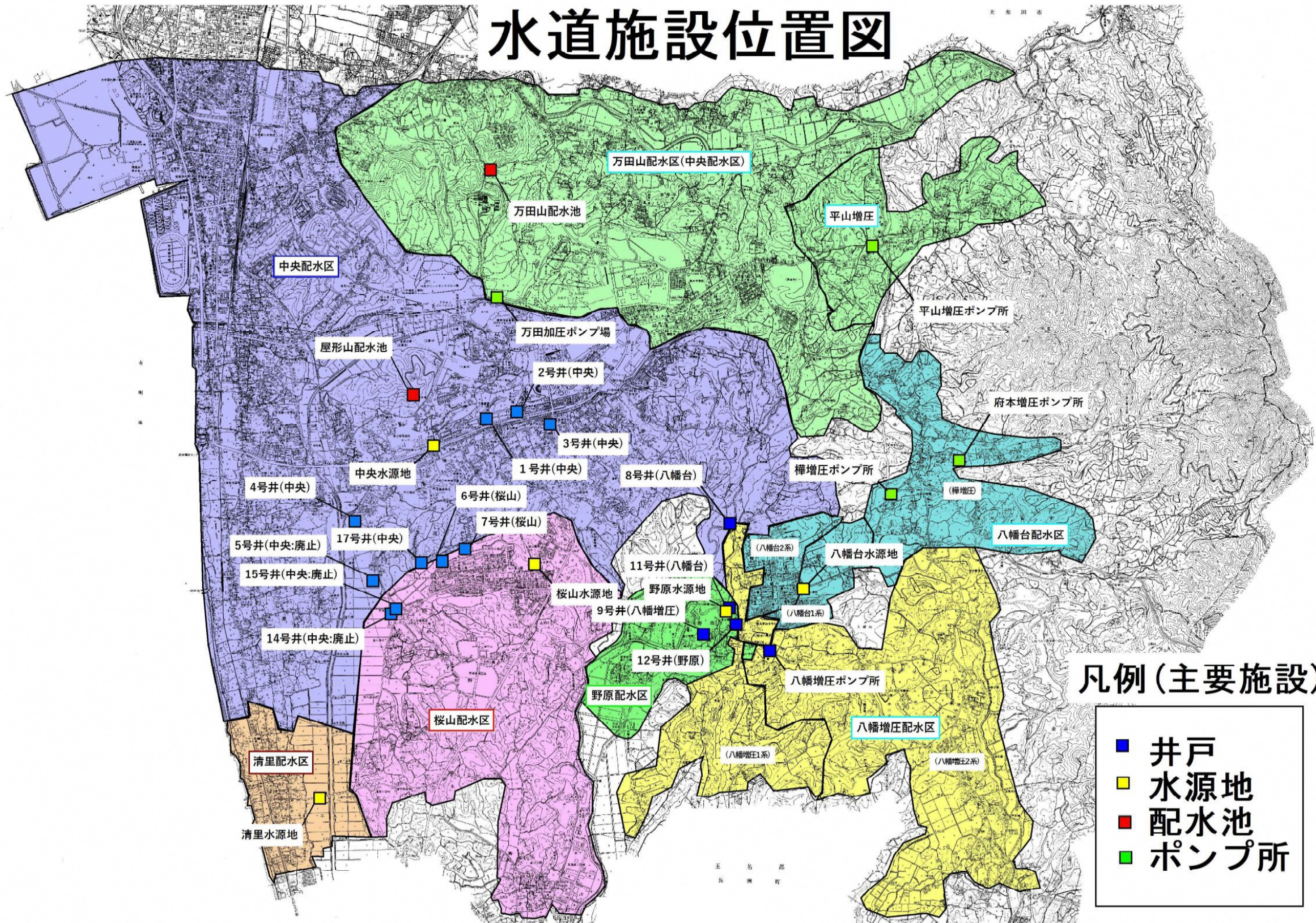
凡例：負担者：○主負担、△従負担

- ※ 不可抗力リスクは、原則として市負担とするが、受託事業者の善良な管理者としての注意義務に違反するものについては、受託事業者負担とする。
- \*\*\* 施設更新・計画修繕の内容が変更された場合は、原則的には再積算であり、市負担となるが、受託事業者の責に帰すべき事由による変更の場合は、受託事業者負担とする。また、受託事業者が適切に事前調査をおこなっても知りえなかった、かつ、その後判明した地中埋設物又は土壌問題についての増加費用及び損害は市負担とする。ただし、受託事業者の事前調査の不備、誤り等により発見されなかった地中埋設物または土壌問題に伴い発生する増加費用及び損害は、受託事業者負担とする。
- \*\*\* 当該リスクについては、契約時に市と受託事業者との間であらかじめ合意した価格改定条項により、市及び受託事業者負担とする。

#### 別紙 4 荒尾市水道事業施設位置図

市水道施設の位置を次図に示す。

# 水道施設位置図



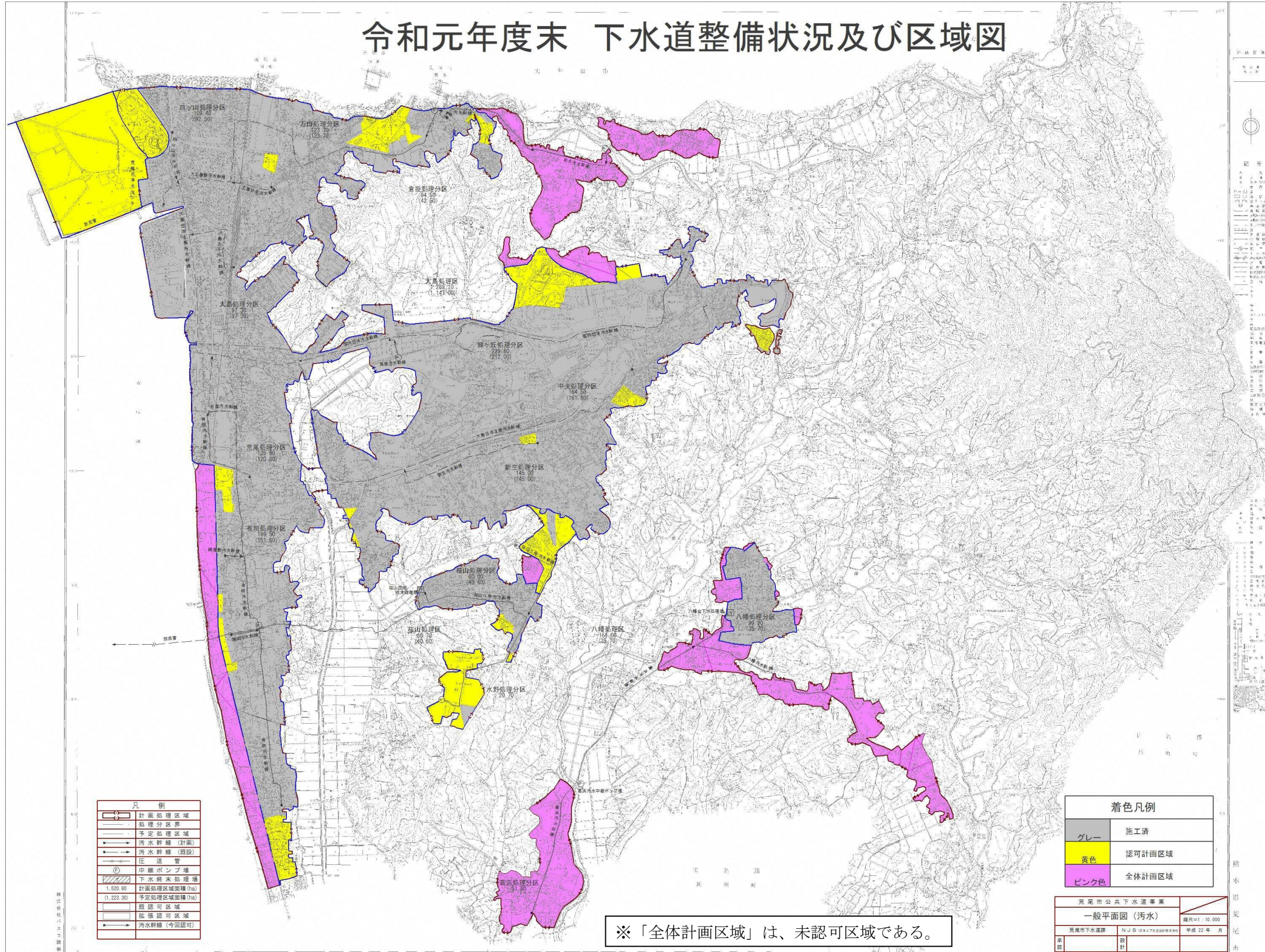
## 凡例 (主要施設)

- 井戸
- 水源地
- 配水池
- ポンプ所



**別紙 5 荒尾市下水道処理区域図**  
市下水道処理区域を次図に示す。

# 令和元年度末 下水道整備状況及び区域図



様式 1 実施方針に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針に関する意見書

荒尾市企業管理者 様

「荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)」の実施方針について、以下のとおり意見を提出します。

会社名	
所在地(住所)	
質問者氏名	
所属	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内 容
			第1、第2 など	1、2 など	(1)、 (2) など	(ア)、 (イ)など	
例	応募者の応募資格要件	6	第2	2	(2)	(イ)	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							